

徳島すだち／Tokushima Sudachi	Tokushima Sudachi	農産物類「すだち（かんきつ類）」
深蒸し菊川茶／菊川深蒸し茶 Kikugawa deep steamed green tea Fukamushi Kikugawacha Kikugawa Fukamushicha	Fukamushi Kikugawacha / Kikugawa Fukamushicha	農産加工品類「茶葉」
行方かんしょ／Nanegata Kansho Nanegata Sweet Potato	Nanegata Kansho	農産物類「やまいも」

注 複数の要素から構成される地理的表示「Trade」の保護は、求められない。

（欧州連合側書簡）

（訳文）
書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、欧州連合が二千十八年七月十七日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「協定」という。）第二十二・一条の規定に基づいて設置された合同委員会の決定第二・二〇二三号として採択された協定の改正を確認する旨を欧州連合に代わって貴官に通報するとともに、その改正が二千二十三年十二月二十二日に効力を生ずることを確認する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。
二千二十三年十二月十九日に東京で

駐日欧州連合代表部特命全權大使
ジャン＝エリック・バケ

外務省経済局長 片平聡殿

○農林水産省告示第三十六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十一号の規定に基づき、平成二十年財務省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正する。
令和五年十二月二十一日

財務大臣 鈴木 俊一
農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
十二 法別表第一第十一号の中欄の主務大臣の指定する地域は、次のとおりとする。 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省農村振興局地域振興課及び財務省大臣官房政策金融課並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）	十二 法別表第一第十一号の中欄の主務大臣の指定する地域は、次のとおりとする。 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省農村振興局地域振興課及び財務省大臣官房政策金融課並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第三百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第七十六条の六の二第二項及び第三項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の十二の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品を次のように定める。
令和五年十二月二十一日
厚生労働大臣 武見 敬三

令和五年十二月二十一日

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品

（物品の名称及び形状）

番号	名称	形状
一	ADD CBD HHC-P リキッド (BLUE DREAM)	液体状
二	ADD CBD HHC-P リキッド (GORILLA GLUE)	液体状
三	ADD CBD THC-HO リキッド (Master Kush)	液体状
四	ADD CBD THC-HO リキッド (Super Lemon Haze)	液体状
五	ADD CBD THC-PO リキッド (Jack Herer)	液体状
六	ADD CBD THC-PO リキッド (BANANA OG)	液体状
七	ADD HERB JOINT THCPO Granddaddy Purple	細片状
八	ADD HERB JOINT THCPO Jack Herer	細片状
九	ADD HERB JOINT THCPO Skywalker OG	細片状
十	ADD HERB THCPO Granddaddy Purple	細片状
十一	ADD HERB THCPO Jack Herer	細片状
十二	ADD HERB THCPO Skywalker OG	細片状
十三	ID-LS D	紙状
十四	HHC-P JOINT HYBRID	細片状
十五	HHC-P JOINT INDICA	細片状
十六	HHC-P JOINT SATIVA	細片状
十七	HHC-P LIQUID [KOSHER KUSH]	液体状
十八	Indica Knockout Vape HHC-P	液体状
十九	Knockout edibles Sativa Cola	粒状
二十	Knockout edibles Sativa Soda	粒状

二十一	SATIVA Knockout Vape HHC P	液体状
二十二	SHASTA HHC P CARTRIDGE OG KUSH	液体状
二十三	STRAWBERRY MOCHI	ろう状
二十四	THCHO LIQUID [LEMON CHERRY]	液体状
二十五	THCHO LIQUID [STRAWBERRY MOCHI]	液体状
二十六	THCHO LIQUID [ZUSHI]	液体状
二十七	THCPO LIQUID [CHERRY KUSH]	液体状
二十八	THCPO LIQUID [DOSI DOS]	液体状
二十九	THCPO LIQUID [MASTER KUSH]	液体状
三十	THCPO LIQUID [ZKITTELZ]	液体状
三十一	THCPO WAX Mango Kush	ろう状
三十二	アレのアレのアレ HHC P リキッド (Fire OG)	液体状
三十三	ガサ出汁II	液体状
三十四	【観賞用】1D-LSD	紙状
三十五	三代目サテイバ太郎	固形状
三十六	ずっとプリプリでいいのに HHCPO	液体状
三十七	ちるスライムGRAPE	粒状
三十八	ちるスライムライトLEMON	粒状

2 (物品の包装)
前項の表に掲げる物品の包装は、それぞれ、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する方法により公示する。)

○観光庁告示第三十四号

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録したので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

- 一 登録年月日 令和五年十二月十二日 観光庁長官 高橋 一郎
 - 二 登録番号 第七十五号
 - 三 名称 株式会社アスナ
 - 四 住所 東京都文京区湯島三丁目十三番八号 湯島不二ビル三〇二
 - 五 代表者の氏名 包 哈甲
 - 六 研修業務を行う事務所の所在地 東京都文京区湯島三丁目十三番八号 湯島不二ビル三〇二
 - 七 研修業務を行う事務所の名称 株式会社アスナ
- 東北地方整備局告示第百十二号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和五年十二月二十一日から二週間 一般の縦覧に供する。
令和五年十二月二十一日 東北地方整備局長 山本 巧

路線名 供用開始の期日 令和五年十二月二十一日
六 号 福島県双葉郡富岡町中央二丁目六番一から同町小浜無番地まで
○中部地方整備局告示第百三十一号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和五年十二月二十一日から二週間 一般の縦覧に供する。
令和五年十二月二十一日 中部地方整備局長 佐藤 寿延
路線名 供用開始の期日 令和五年十二月二十一日
一 号 島田市野田字旗指一四七一番三から同市金谷東一丁目六四三番八八まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ) 松河川国道事務所
○四国地方整備局告示第九十九号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和五年十二月二十一日から二週間 一般の縦覧に供する。
令和五年十二月二十一日 四国地方整備局長 佐々木淑充
(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 十一号
(三) 道路の区域

区 間	変更前	後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字垣之内三九〇番一から同市伊座字池繁三五三番一まで	後前	二二・七六〇三〇・二七・七八〇〇・六七〇〇・〇五	メートル	キロメートル	
東かがわ市伊座字池繁三二五番一から同市小砂四七〇番一まで	後前	九・七四〇 七七・七二	メートル	キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J及びKは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前	一四・〇〇〇 二二三・三七			
	E・F	九・七四〇 七七・七二			
	B・C	八・六六一			
	D・C				
	H・G	一四・〇〇〇 二二三・三七			
	G・F	九・二七二			
	E・F				
	H・I				
	J・K				

(四) 図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所
○九州地方整備局告示第百五十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十二条の規定により一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第二条第一項の規定により告示する。
令和五年十二月二十一日 九州地方整備局長 森戸 義貴

路線名 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字塩市から 改築 令和五年十二月二十一日
二百十八号 同郡日之影町大字七折字末市まで 工事開始の期日